

平成十九年五月十八日受領
答弁第二一七号

内閣衆質一六六第二一七号

平成十九年五月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国憲法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国憲法の適用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

竹島は我が国固有の領土であり、日本国憲法は竹島にも施行されていると考えるが、竹島は大韓民国が法的根拠なくして占拠しており、政府は、竹島の領有権の問題の平和的な解決を図るとの方針の下、引き続き粘り強い外交努力を行う考えである。